

令和6年度 町県民税・国民健康保険税について

詳細は町ホームページ



☎ 税務課 住民税係 ☎ 58-3750

皆さんから納めていただく町税は、福祉・教育・土木など、住民の皆さんへの身近なサービスの提供や、まちづくりに欠かせない財源として重要な役割を果たしています。町税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある人は、納税の猶予を受けられる場合があります。滞納を放置すると財産の差押えなどの処分を受ける場合がありますので、そのままにせず、税務課へご相談ください。

町県民税(個人住民税)

町県民税を納める人

町県民税は、令和6年1月1日現在、竜王町内に住所がある人(納税義務者)に対し、前年の所得に応じて課税されます。

- ※年の途中で転出または死亡された場合でも、その年度の町県民税は竜王町に納めることになります。
- ※海外に転出する場合は税務課へご相談ください。

通知書の送付について

- 「普通徴収」(年4回の個人納付)の人の納税通知書は、6月3日(月)に発送予定です。
- 「給与所得者の特別徴収」(給与から天引き)の税額通知書は、勤務先へ送付済みです。

令和6年度所得(課税)証明書の交付開始日

- 「給与所得者の特別徴収」(給与から天引き) 5月13日(月)
- 「普通徴収」(納付書や口座振替など、ご自身で納付される人) 6月3日(月)
- 「公的年金からの特別徴収」(年金から天引き) 6月3日(月)

※コンビニエンスストアのマルチコピー機による証明書の発行(コンビニ交付)は6月1日(土) 6:30~

町県民税の納期限		国民健康保険税の納期限	
第1期	7月1日(月)	第1期	7月1日(月)
第2期	9月2日(月)	第2期	7月31日(金)
第3期	10月31日(金)	第3期	9月2日(月)
第4期	1月31日(金)	第4期	9月30日(月)
納税には安心・確実な 口座振替がお勧めです 町内に支店のある金融機関または郵便局で、通帳と口座届け出の印鑑を持参の上、お申し込みください。	第5期	第5期	10月31日(金)
	第6期	第6期	12月2日(月)
	第7期	第7期	12月27日(金)
	第8期	第8期	1月31日(金)
	第9期	第9期	2月28日(金)
	第10期	第10期	3月31日(月)

令和6年度分の町県民税(個人住民税)において、定額減税が実施されることになりました。詳細は町ホームページをご覧ください。



詳細はこちら▶

国民健康保険税(国保税)

保険税を納める人

国民健康保険加入世帯を単位とし、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が加入者であるかにかかわらず、世帯の中に一人でも加入者がいれば納税義務者は世帯主となります。

通知書の送付について

令和6年度の「国民健康保険税納税通知書」は、6月中旬に発送予定です。

低所得世帯の負担を軽減する「軽減措置」

低所得世帯の負担を軽減するため、世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額の合算額が一定の基準以下の場合、均等割額と平等割額の一定割合が軽減されます。軽減適用の判定を行うため、前年中の所得について申告が必要な場合があります。

非自発的失業者の保険税の軽減制度

倒産・解雇などにより離職した人(特定受給資格者)や雇止めなどにより離職した人(特定理由離職者)で、離職の翌日から翌年度末までの期間に雇用保険の失業等給付を受ける人は保険税が軽減されます。申請手続きは、税務課へお越しください。

保険税額の決定方法

算定方法は①医療分②支援分③介護分で構成され、それぞれ、前年中の所得に応じて負担していただく(イ)所得割、被保険者(国民健康保険の加入者)の人数に応じて負担していただく(ロ)均等割、全世帯に同額負担していただく(ハ)平等割の合計で計算します。

令和6年度の国民健康保険税率・税額			
区分	①医療分	②支援分	③介護分
(イ)所得割	6.0%	2.5%	2.1%
(ロ)均等割	2万5100円	1万200円	1万1800円
(ハ)平等割	1万8900円	7600円	6000円
課税上限額	65万円	24万円	17万円

※年度途中の加入脱退は月割りで計算します。

児童手当を継続して受給するには…

現況届の提出は原則不要

☎ 健康推進課 子育て支援係(保健センター) ☎ 58-1006

現況届の提出が不要

令和4年6月から制度改正により現況届の提出が原則不要となりました。ただし、一部の受給者については、引き続き提出が必要です。該当する人には現況届を送付しますので、6月28日(金)までに健康推進課へ提出してください。

所得上限額を設定

所得額により特例給付の支給がされない人が発生します。児童を養育している人の所得が右表の②以上の場合、児童手当などは支給されません。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)
0人 (前年末に児童が 生まれていない場合 など)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 など)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下 の配偶者の場合 など)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下 の配偶者の場合 など)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下 の配偶者の場合 など)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下 の配偶者の場合 など)	812	1040	1048	1276

詳細は町ホームページ(りゅうすくサイト)



子育て短期支援事業 病気や出産など…こどもを預けられなくて困ってる人へ ショートステイ・トワイライトステイをご利用ください

☎ 健康推進課 子育て支援係(保健センター) ☎ 58-1006

竜王町に住所を有する保護者が、病気や事故、育児疲れなどで一時的にこどもを養育することが困難になったときに、児童福祉施設(社会福祉法人ひかり会 守山学園)にこどもを預けることができます。利用については、事前に保健センターへご連絡ください。

ショートステイ(1回につき1日~7日) ※1日は0時~24時のこと	
2歳未満	2歳以上
利用負担額 5350円/日額	利用負担額 2750円/日額
トワイライトステイ	
平日:17時~22時	休日:9時~17時
利用負担額 750円/日額	利用負担額 1350円/日額

※生活保護世帯、町民税非課税世帯に対する自己負担の軽減措置がありません。詳細はりゅうすくサイトをご覧ください。



さまざまな理由でどうしてもこどもをみる大人がいないとき…、要件に合えば利用が可能です。まずは、ご相談ください。 ※健康なお子さんが対象です。



詳細はこちら